

日本学生支援機構令和給付型奨学生及び 修学支援法に基づく授業料免除の募集について 【家計急変：学部学生対象】

1. 申込資格等

学部学生（留学生等を除く）のうち、学力基準（学業成績、学修意欲）及び家計基準の条件を満たし、③の家計急変の事由に該当する人が対象です。

①学業成績・学習意欲等に係る要件

1年次	次の①～③のいずれかに該当すること ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ②高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
2年次以上	次の①～②のいずれかに該当すること ①GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※標準単位数＝卒業に必要な単位数／修業年限×申請者の在学年数 ※学業不振の場合、支援を打ち切られたり、場合によっては返還が必要になることもあります。

②家計基準

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等

●家計急変後の年収見込額等を基に算出した支給額算定基準額に準ずる額により判定

③下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合、家計急変として申込むことが可能です。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 <u>及び</u> ・病気休職中であることの証明書
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業※の場合に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次のいずれかに該当 1 上記A～Cのいずれかに該当 2 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書

※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、次の離職理由コードに該当する場合をいいます。【1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)】
※新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合であって、上記A～Cのいずれにも該当しない場合、事由Dに類するものとして扱います。詳細は日本学生支援機構HPにてご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html

2. 申込時期等

随時（急変事由発生日から3ヶ月以内） 受付窓口：学生支援課

※願書提出後、インターネットにおいて指定の期日までに申込入力も行うこと

3. 注意事項

- (1) 申込時期を過ぎての受付は行えませんので、事由発生後、速やかに申込書類を提出してください。
- (2) 申込書類に不備や不足がある場合は受理できないので、留意してください。
- (3) 申込書類は、本人が提出してください。
- (4) 申込に関し不明な点がある場合は、兵庫教育大学学生支援課学生支援チーム（電話：0795-44-2051）へ問い合わせてください。